

佐倉市男女平等参画審議会 令和 6 年度 第 1 回会議 会議録

日 時：令和 6 年 5 月 27 日（月）午後 1 時 30 分から

会 場：佐倉市役所 1 号館 3 階会議室

出席者：

＜審議会委員＞坂元真理子委員、吉森久美子委員、小林雅美委員、三谷晃生委員、
高木香寿江委員、遠藤恵子委員、土屋栄徳委員、田中百合江委員、
三橋まゆみ委員

＜事務局＞市民部長、自治人権推進課〔課長、担当 3 名〕、こども家庭課〔課長〕
佐倉市男女平等参画推進センター指定管理者〔2 名〕、株式会社明日葉職
員〔3 名〕

次第等：

◆委嘱状交付

◆部長挨拶

◆委員自己紹介

◆佐倉市男女平等参画審議会の概要について

◆会長、副会長の選出について

◆議題

(1) 会議の公開並びに会議録について

(2) 佐倉市防災会議委員及び佐倉市国民保護協議会委員の推薦について（報告）

(3) 〔諮問〕佐倉市男女平等参画基本計画及び男女平等参画に関する重要事項に
ついて

◆講話

講師：遠藤 恵子 氏〔城西国際大学国際人文学部国際文化学科 教授〕

テーマ：男女平等参画社会の現状と課題について

午後 1 時 25 分 開会

【事務局】ただいまから、佐倉市男女平等参画審議会 令和 6 年度第 1 回会議を開催
いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にあり
がとうございます。

〔委嘱状交付〕〔部長挨拶〕〔出席委員自己紹介〕〔職員自己紹介〕

【事務局】佐倉市男女平等参画審議会の概要について、事務局から説明します。

佐倉市男女平等参画審議会は、「佐倉市男女平等参画推進条例第 17 条」に、その

設置が定められており、「男女平等参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項を審議する」とされています。

具体的には、男女平等参画基本計画の策定や、見直しに関すること、基本計画に掲げられている施策の進行状況、男女平等参画推進センターの管理運営に関すること、などについてご審議いただきます。

次に、条例第 18 条では、「委員は 12 人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 4 未満としないものとする」、「委員は、公募に応じた市民並びに事業者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する」、「委員の任期は 2 年間とし、再任を妨げない」と定められています。

次に、今期の審議会スケジュールですが、令和 6 年度は、本日を含めまして 3 回の開催を予定しています。

本日は、このあと、会長・副会長の選出、諮問 佐倉市男女平等参画基本計画及び男女平等参画に関する重要事項について、ご説明します。なお、諮問の詳細な内容につきましては、次回の審議会でご説明します。

次回、2 回目の会議は 7 月下旬から 8 月上旬を予定しています。「佐倉市男女平等参画基本計画【第 4 期】で掲げております施策の進行管理調査結果（令和 5 年度分）について」ご説明します。

3 回目の会議は 11 月頃を予定しています。内容は、2 回目の会議でご説明いたします、第 4 期基本計画の進行状況について、評価をいただく予定です。

来年度、令和 7 年度につきましては、現在のところ、3 回の会議を予定しています。基本計画の進行状況 令和 6 年度分 について評価をいただく予定です。

【事務局】これから議事を進めていくにあたり、会長及び副会長の選出をお願いします。佐倉市男女平等参画推進条例施行規則第 4 条に、審議会に会長、副会長を各一人を置き、委員の互選により定めると規定されていますが、ご意見等ございますか。

[意見なし]

【事務局】 特にご意見等がないようでしたら、事務局案ということでご提案してもよろしいでしょうか。

[委員から賛同あり]

【事務局】 では、事務局案としては、平成 28 年度より審議会委員を務めていただ

き、前回の任期で会長を務めていただいた、田中委員に会長をお願いしたいと考えています。また、小林委員に副会長をお願いしたいと考えていますが、いかがでしょうか。

[賛同の拍手あり]

【**事務局**】 それでは、会長は田中委員、副会長は小林委員をお願いいたします。

[会長副会長挨拶]

【**事務局**】 それでは、ここから先の運営を、会長をお願いしたいと思います。

【**会長**】 それでは、議事に入ります。

佐倉市男女平等参画推進条例施行規則第5条第2項に、「委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない」と定められています。

本日の出席委員は、9名ですので、11名の半数を超えています。
したがって、会議が成立していることを、ご報告いたします。

それでは、議題（1）会議の公開並びに会議録について事務局から説明をお願いします。

【**事務局**】 会議公開並びに会議録について、ご説明させていただきます。

はじめに、会議の公開につきましては、佐倉市情報公開条例第20条の規定により、原則公開となっていますが、その詳細は、審議会として決定する必要があります。

まず、市の審議会等の会議は、佐倉市情報公開条例第20条により、原則として公開することとなっていますが、法令に規定されている場合や、個人情報に係るもの、また、会議を公表することにより、議事運営が阻害される場合などには、例外として非公開とすることができるとしております。

次に、確認・協議事項、審議会等の会議の公開に関する要綱規定事項等として、
（1）会議開催の事前公表、（2）会議の傍聴、（3）会議を例外的に非公開とする場合、（4）会議録について、（5）会議録の確認、確定があります。

このうち、（5）会議録の確認、確定、会長および副会長により会議録を確定する、があります。

これは、会議録を公開するにあたり、事務局が作成した会議内容を、会長および副会長の確認をもって、確定するというものです。流れとしては、会議終了後、事務局から会長と副会長あてに、会議録（案）を送付し、その内容を確認して、誤字

等の訂正箇所があれば、校正していただき、事務局にご返送いただきます。文言修正をした後、事務局でホームページ公開の手続きをとり、市民へ公開するという手順です。なお、本日の会議より、会議録を作成します。

最後に、会議の公開に係るその他の取扱いについては、会長・副会長に一任するものとします、としています。

続いて、傍聴要領（案）です。こちらは、当審議会の傍聴を希望する方に遵守していただくことを列記したものです。

この、会議の公開並びに会議録についてと、傍聴要領は、この会議で承認されますと、任期中に開催される全ての審議会会議で準用されることを、申し添えます。

【会長】 ただいまの説明で質疑のある方は、挙手をお願いします。

[挙手なし]

【会長】 会議の公開並びに会議録についてと、傍聴要領について、事務局からの説明のとおり取り扱うことに、賛成の方の挙手を求めます。

[挙手確認]

【会長】 本日は傍聴希望の方はいますか。

【事務局】 いらっしゃいません。

【会長】 傍聴人はおりません。

続いて（2）佐倉市防災会議委員及び佐倉市国民保護協議会委員の推薦に移ります。説明を事務局からお願いします。

【事務局】 佐倉市防災会議 及び 佐倉市国民保護協議会の担当課は、危機管理課で、委員の任期は2年です。

防災会議は、地域防災にする重要事項について、また、国民保護協議会は、国民の保護計画に関する施策について、意見をいただく会議です。

いずれも、男女平等参画の視点を地域防災に反映させるため、男女平等参画審議会から委員を選出するものです。

今回の推薦については、危機管理課への回答期限が4月25日であったため、会長と事務局で協議を行い、高木香寿江委員にお願いすることにしました。また、国民保護協議会委員の危機管理課への回答期限は6月となっていますが、通常、同じかたに委員をお願いしているので、こちらも高木香寿江委員にお願いすることとします。

なお、今後、他の附属機関等から、委員の推薦依頼等があった場合も、その案件のみで審議会を開催することは、委員の皆様にご負担をおかけすることになりますことから、会長と事務局で協議のうえ、推薦委員の調整を行い、次の会議で、委員の方に報告するというので、ご了承くださいませよう、お願いいたします。

【会長】 ただいまの説明につきまして、質疑のある方は、挙手をお願いいたします。また、今後の推薦依頼の取扱いについて、ご意見がございましたら、お願いいたします。

[挙手なし]

【会長】 では、今後の推薦依頼の取扱いについて、了承いただくことでよろしいでしょうか。

[挙手確認]

【会長】 了承とします。 続いて、(3) 諮問 佐倉市男女平等参画基本計画及び男女平等参画に関する重要事項について、事務局からの説明をお願いします。

【事務局】 諮問について読み上げをいたします。

佐倉市男女平等参画審議会会長様。佐倉市長 西田三十五。佐倉市男女平等参画基本計画および男女平等参画に関する重要事項について（諮問）。

佐倉市男女平等参画推進条例（佐倉市条例第 41 号）第 17 条第 2 項第 1 号の規定により、次のとおり諮問いたします。

諮問内容 佐倉市男女平等参画基本計画に位置付けた取組につきまして、より実効性のある施策を推進するため、計画における事業の進行状況（令和 5 年度分）の総合評価について、ご意見を賜りたく、ご審議くださいますようお願いいたします。次回の審議会にてご審議いただくようお願いいたします。

【会長】 以上で本日の議事を終了します。この先の進行は事務局にお返しします。

【事務局】 長時間にわたり、ご審議いただき、ありがとうございました。それでは、次第の 8 に移ります。

審議会委員で、男女平等参画に関することの有識者である、城西国際大学国際人文学部国際文化学科 教授の遠藤恵子先生より、「男女平等参画社会の現状と課題について」を、お話しいただきます。

【遠藤恵子氏】 [講話「男女平等参画社会の現状と課題について」]

【事務局】 ありがとうございました。

それでは、次第の9のその他といたしまして、佐倉市男女平等参画推進センター事業について、指定管理者からご報告をいたします。

【佐倉市男女平等参画推進センター】 [男女平等参画推進センター令和5年度事業報告、今後の予定報告]

【事務局】 最後に、次回の審議会の日程をご報告させていただきます。

【事務局】 次回の審議会については、7月下旬の午前中に開催を予定しております。期日が近くなりましたら、開催通知をお送りいたします。

【事務局】 以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。長時間のご審議、ありがとうございました。

午後3時32分 閉会